

第81回運営委員会の協議状況

日時 平成20年1月30日(水) 18:00~21:30
場所 西宮市大学交流センター 講義室1
出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、長峯、岡田、佐々木、中川、村岡、草薙、谷田、土谷
(河川管理者) 田中、松本、渡邊、前川、長尾、前田、植田、岩間、合田
(事務局) 木本、平塚

内容(協議結果)

1 武庫川水系河川整備基本方針(案)の策定状況について

県より、河川整備基本方針に係る現在の状況について平成19年度第3回河川審議会資料(武庫川関連)および資料1~2-4により報告があり、以下のことを確認した。

- ① パブリック・コメント(以下、パブコメ)の結果の公表、基本方針の周知について、具体的な手法を検討し、次回運営委員会に報告することを要請する。

(主な意見等)

- Q1 資料1の⑤の、「住民と関係機関と連携した水防活動の強化」について本文を修正しないとのことだが、水防活動に対して住民は関わらなくてよいのか。またどこが水防担当なのか。(委員)
- A1 武庫川において水災時は、市の消防機関が水防活動を実施し、住民は速やかに避難することが基本と考える。(県)
- Q2 この件について、原案に修正補強意見を出された村本会長の意見は。(委員)
- A2 了解された。(県)
- Q3 河川審議会で問題提起され、断る理由がこれでいいのか。(委員)
- A3 水防法でやむを得ない必要がある場合は、住民を水防に従事させることができるとなっており、そのことを否定するつもりはないが、基本的に住民は速やかに避難することから、基本方針の中に特記する必要はないと考える。(県)
- Q4 基本方針の取り扱いはどうなっているのか。年内に同意申請という話だったが、国への手続きは。(委員)
- A4 内部決裁が終われば国に同意申請する。(県)
- Q5 その後のスケジュールは。基本方針の告示はいつごろか。(委員)
- A5 国の同意がおりれば、告示する。しかし国がいつ同意してくれるかは未定である。ただし、国に申請する段階で内容は、ほぼ確定していると考えられる。
- その後、整備局と整備計画を協議していく。整備局には事前に基本方針の状況報告をしている。(県)
- Q6 内部決裁はいつごろか。(委員)
- A6 来週中には決裁されると思う。(県)
- Q7 県民への告知はいつごろになるのか。(委員)
- A7 分からない。国の同意がおりれば県の公報で告示する。(県)
- Q8 県民への周知はどうするのか。(委員)
- A8 他の水系と同様であれば公報による告示のみ。(県)
- Q9 県の公報だけでは不十分ではないか。(委員)
- A9 あとホームページでも公表する予定。(県)
- Q10 パブコメ資料を「武庫川の治水を考える連絡協議会」で説明したところ、その資料を配付して欲しいとの意見が多かった。流域委員会が開催されるのであれば、配付して欲しいとの意見が多かった。(委員)

A10 パブコメの実施要綱上は、パブコメの結果は基本方針について国の同意を得てから県のホームページで公表することになっている。

なお、この資料は、河川審議会資料として既に県民情報センターで公表している。（県）

Q11 パブコメ資料が欲しいという人に対して、それで十分と考えているのか。パブコメは住民が公けの手続きに基づいて提出したものである。自分の意見がどのように反映されたのか、またどのような理由で反映されなかったのか結果を見たいのは当然である。公表がホームページだけでいいかよく考えて欲しい。（委員）

A11 パブコメ結果の公表については、手続き上の話しを含めて担当課に確認する。（県）

Q12 パブコメの実施要綱は最小限の基準を示したもので、パブコメ結果の公表時期は、国の同意を得てからでしかできないとは決まっていはいはず。参画と協働のモデルとして取り組んでいる武庫川づくりでは、パブコメの取り扱いももっと前向きに考えて欲しい。（委員）

A12 パブコメ意見を整理した河川審議会資料はオープンになっている。ただし、行政が資料のコピーを配布するというのは情報公開請求への対応とのバランスを考えると難しい。（県）

Q13 千種川では基本方針のリーフレットを流域内市町の全戸に配布した。公表だけではなく、周知する事が大切である。公報やホームページは最低限のこと。周知は住民参加の川づくりを進めるうえで最低限必要なことである。（委員）

A13 全戸配布は無理である。リーフレットの作成や県民だよりに基本方針の要旨やアドレス、閲覧場所を掲載するなどの周知が考えられる。（県）

・周知の手法についてはよく考えて欲しい。興味がある人だけでなく、誰でも自然に見られるようにしてもらいたい。（委員）

2 武庫川峡谷環境調査の実施状況について

県より、本日の資料3について説明があり、以下のことを確認した。

① 県が実施している武庫川峡谷環境調査について、“県が勝手に実施しているもの”としているが、本当にそれで良いのか、委員会としてのスタンスをこれまでどおりとするかどうか再整理が必要であり、今後の運営委員会の宿題とする。

② 県としては、武庫川峡谷環境調査について、ある程度まとまった段階で中間報告をする。

（主な意見等）

Q1 実施したヒアリングの内容はどのようなものか。（委員）

A1 ヒアリング結果は、データも確認しながら今後検討していく必要があるので今は説明できない。武庫川峡谷環境調査の取りまとめの中で説明したいと考えている。（県）

Q2 調査内容等についての専門家の見解を見てみたい。今後も経過報告みたいに適宜報告して欲しい。重要な部分は節目、節目に報告して欲しい。まず専門家がどう感じているかを知りたい。そして県が専門家の意見に対してどう対応しているか知りたい。整備計画の原案提示の段階でいきなり全部だされても困る。（委員）

A2 ある程度まとまった段階で中間報告させていただく。（県）

・この調査の位置付けについては既に流域委員会で確認しているはず。県の調査について委員会がとやかく言うものではなかったはず。中間報告の持つ意味が分からない。県はこの調査を整備計画に必要なものと判断し、自信を持ってやっていると理解している。途中のヒアリング内容まで報告が必要なのか。新たな調査内容を言うために中間報告が必要とも聞こえるが、それは委員会が言うことではないはず。（委員）

・H21.9に向けて環境調査の実施状況を共有しておくことを考えている。よって適宜、運営委員会に資料3の内容をその時点で修正した上で報告し、情報を共有しておきたい。（県）

・流域委員会の8月提言の段階では時間切れで十分精査できないまま、具体の検討を県に委ねた部分が少なからずある。したがって整備計画策定の過程で、その調査・検討状況はこれからも運営委員会で順次報告してもらい、協議しておく必要がある。しかし、峡谷の環境調査は新規ダムを

前提とした県独自の調査であり、県の責任で行っているものであるという見解を委員会ではまとめてきたので、状況変化の中で委員会としてスタンスを再整理する必要があるかどうかの検討が必要かもしれない。（委員）

3 水文データの公開状況について

本日の資料4および資料5-2を踏まえて、協議を行った。

(主な意見等)

- ・ 雨量、水位などの治水に関するデータだけでなく、利水、環境に関する情報（水道の供給状況、原水・浄水、公共用水域の水質、下水処理水の水質）を共有できるようにすべきである。ある委員から、昨年12月に武庫川で断流が発生しているらしいということと、河川の濁水状況を住民に知らせる体制になっていないのではないかという話を聞いた。（委員）
- ・ 流況、水質に関する過去20年間のデータは、基本方針の資料に添付しており、これまで同様の委員からの資料請求についても対応してきている。また、公共用水域の水質については、県民情報センターで公開している。（県）
- ・ 一般住民がそれらのデータにアクセスする方法を教えて欲しい。また、オンタイムの水質データも欲しい。（委員）
- ・ オンタイムで提供できる水質データは限定されるのではないか。（県）
- ・ 昨年12月に武庫川で断流が発生しているらしいということを知り、12/3に現地を調査したが、たまたま、その時降雨があったのでその事実は確認できなかった。なお、生瀬地点での流量は1m³/s程度であった。（県）
- ・ 12/5に現地を調査したが、断流は発生していなかった。瓦木ポンプ場からの放流があるため、断流を免れたのではないか。1号床止めから上流の流量は少なくなっており、3号床止めでは魚道にしか水が流れていない状況であった。（委員）
- ・ 断流騒ぎがあった時期、下流は一面砂浜の状態だった。こんなときにこそ、県は河床の粗度係数などを調査する絶好のチャンス。日ごろ川の状況を見つめている住民の通報にもとづいて、腰を上げるようなコラボレーションの姿勢が欲しい。（委員）
- ・ 12/3に現地を歩いたが、断流の事実は確認できなかった。付近の釣り具店、渡船の関係者に聞き取りを行ったが、断流していたとの情報は得られなかった。目視では、濁り、油の残留も認められなかった。（委員）
- ・ 濁水に関して河川法でも記述があることから、河川管理者も断流発生に関心を持つべきではないか。（委員）
- ・ 正常流量確保のためのダムの容量は無い*という話があったが、利水、環境面での担保づくりのため、どのように調査、観測を行うかの具体策を、河川整備計画策定段階で検討すべきではないか。その検討のため、委員会の場を活用してはどうか。（委員）

*正常流量は維持流量と水利流量の双方を満たす流量である。武庫川では水利流量を維持するために青野ダムに不特定容量が確保されている。

4 その他

その他の項目について協議を行い、それぞれ以下のことを確認した。

- ① 既存ダムの治水活用、水道の広域融通の検討状況について
 - ・ 県は、次回運営委員会で、どのような項目、枠組みで検討を進めているのか、説明する。
- ② 今後の協議の進め方について
 - ・ 県は、次回運営委員会で、河川整備計画策定にかかる検討の枠組みやスケジュールを説明する。
- ③ 流域連携に関する県の取り組み方針について
 - ・ 流域連携に関するイベント等を案内することとし、県関係職員の参加を要請した。

④ 「武庫川づくりと流域連携を進める会」の活動状況の委員会機関紙（ニュースレター）への掲載について

- ・ 「武庫川づくりと流域連携を進める会」は、流域委員会活動と一線を画した活動であり、委員会が提言した流域連携の助走づくりとして流域委員多数と流域住民が一緒になって手弁当で活動しているものである。
- ・ 同会の活動状況を委員会機関紙（ニュースレター）へ掲載することについては、流域連携が進むのを支援するために、同会が開催するイベントの案内や関連する活動の情報も可能なかぎり掲載していくことで合意していたが、運営委員会終了後、この合意について以下のとおり委員会と県とで見解の相違が生じたため、次回運営委員会で引き続き協議する。

委員会の意見：委員会の8月提言や基本方針の趣旨から、流域連携が進むのを支援するために、同会が開催するイベントの案内や関連する活動の情報等も可能なかぎり掲載していくのは当然である。

県の意見：委員会機関紙発刊の趣旨や他の団体の兼ね合いから判断して、同会の活動報告記載は趣旨にそぐわないが、同会が開催するイベント等の案内程度の情報は可能と思われる。

⑤ 今後の運営委員会開催について

- ・ 整備計画の策定状況についての報告と意見交換等のために、原則として1. 5—2ヶ月に1回程度のペースで開催する。次回は3月をメドに開催する。

(主な意見等)

- ・ 既存ダム活用について、千苅ダム、丸山ダム、青野ダムを対象として、水道管理者と協議している。利水容量の治水転用にあたって、代替水源の確保、水道料金差等が課題となっており、水道事業へ影響を与えない範囲での治水転用可能性を検討中である。広域水融通についても水道事業者と協議中であり、内容の報告は調整が完了後となる。(県)
- ・ 既存ダムの治水活用について、どういう協議を、何時、何回行ったのか、経過を報告して欲しい。(委員)
- ・ 既存ダムの治水転用可能性については、現在、水道事業者が検討中のため、報告する段階でない。(県)
- ・ 委員会は、既存ダムの治水活用について、河川整備計画レベルでは治水転用を考えるべきとは言っていない。漏水リスク、空振りなどどういう枠組みでどのように協議しているのかわからない。提言していることについて、どの程度検討しているのか報告すべきである。(委員)
- ・ 既存ダムについては活用法として、治水転用、事前放流、予備放流のケースで検討している。(県)
- ・ 既存ダム活用について、どのようなスキームで検討し、提言の趣旨を生かす協議を進めていくのか、その枠組みを詳しく次回運営委員会で示すこと。(委員)
- ・ 武庫川対策室会議を2/13に開催し、河川整備計画策定に向けての作業について協議する予定である。その内容も踏まえて、3月中にはスケジュール、スキームを検討していきたい。(県)
- ・ 検討の枠組み等を次回運営委員会で示すこと。(委員)
- ・ 庁内での検討スキームだけでなく、県と委員会との協議に関する枠組みを示すべきである。提言には書いていない意見など、委員会に確認したいことがあるはずである。(委員)
- ・ 提言は、河川整備基本方針だけでなく河川整備計画の内容を含んでいる。更に本委員会を開催してまで、さらに委員会の意見をきくことは考えていない。(県)
- ・ 河川整備計画策定過程で意見を聞くパートナーは流域委員会だけのはずである。検討の枠組みは提言でも書いたが、時間切れで書ききれない項目もある。河川整備計画策定過程でどのように委員会と協議していくのか示すべきである。(委員)

Q1 流域連携に関しては詳細、具体的に提言書にまとめ、基本方針の答申書でも重ねて重要性を指摘した。知事との話でも、流域連携は委員会や住民の役割が大事であることが確認され、委員会にその役割を期待された。武庫川のガイドブック作成などは、資金は土木から支出するにしてもその窓口は県民局等と連携して実施したほうが良いということまで話されている。しかし、武庫川の流域連携活動については、県の腰が重い。流域連携を進める会がミニシンポや交流会などを開催しているが県の担当職員の顔が見えない。揖保川、千種川など他の河川のように、なぜ武庫川では行政が流域連携の取り組みである「武庫川づくりと流域連携を進める会」などに参画しないのか。（委員）

A1 「武庫川づくりと流域連携を進める会」は、委員会とは別のボランティアの立場として実施しているのではないかと。県に、個人としての参画を求めているのか、行政としての参画を求めているのか。（県）

Q2 流域連携については、提言書にも書いた。個人、行政のどちらの立場として参画するかは県が考えるべきことである。県は流域連携に関してやる気がないのではないかと。（委員）

A2 どういう点をもって「やる気がない」と言われているかわからない。流域連携の必要性は認めるが、現時点での参画は無理である。（県）

Q3 「武庫川づくりと流域連携を進める会」の取り組みは、委員会とは切り離して実施しているのではなかったか。（県）

A3 その通りである。委員が自発的に実施している。（委員）

- ・ 県は、（流域連携より）河川整備計画策定を最優先で実施しているという認識でよいか。このことを委員会機関紙に書くがよいか。行政として参画できないのか。（委員）
- ・ 会では、なぜ行政が出席しないのかという意見が出ている。（委員）
- ・ 行政としてやれることと、やれないことがある。（県）
- ・ では、個人レベルでも参画できないか。できないと言うなら、そのように委員会機関紙に書くことになるが、それでいいのか？（委員）
- ・ 淀川でも揖保川でも、千種川でも、行政が関わったり主催したりして川への関心を高める催しを実施している。流域連携は重要でないと考えているのか。（委員）
- ・ 流域連携については、基本的には住民が主体となって実施すべきことである。個人としてなら構わないが、行政として関わるべきではないと考えている。（県）
- ・ 県の業務として関わること、関われないことの峻別が必要であることは了解した。ただ、県の職員も流域に住む住民であり、武庫川づくりを仕事にしている以上、個人として流域連携にかかわる活動に参加することは重要であるということについて、県は否定しなかった。今後とも会のイベント等を案内するので、参加する姿勢を見せることを要請する。（委員）
- ・ 委員会機関紙であるニューズレターに、今後とも「武庫川づくりと流域連携を進める会」の取り組みを掲載していきたい。（委員）
- ・ ニューズレターに関する契約は3月末で一旦切れる。改めて契約ができるまでの間は、ニューズレター発行はできない。また、ニューズレターは流域委員会の報告を掲載するためのものである。任意の団体である会の案内ならともかく、特定の団体行事を中心に掲載することは、他の団体との関係もあり、問題がある。（県）
- ・ ニューズレターはあくまで委員会の機関紙であり、全体委員会の休会中も整備計画策定過程や委員会の動き、積み残しの委員会報告等の情報提供を続けていく必要がある。そのための費用は、委員会が存続しているかぎり確保されているものとする。流域連携は武庫川づくりの重要な活動であり、提言した流域連携会議等がスタートするまでの助走を、委員会の委員が手弁当で取り組んでいるのが流域連携を進める会である。そうした活動についても情報提供していくことは大事である。（委員）

◆ 第81回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

資料 1 平成 19 年度第 3 回兵庫県河川審議会で審議された河川整備基本方針（案）の修正検討を要する事項

資料 2-1 武庫川水系河川整備基本方針（案）

資料 2-2 武庫川水系河川整備基本方針 流域及び河川の概要に関する資料（案）

資料 2-3 武庫川水系河川整備基本方針 治水に関する資料（案）

資料 2-4 武庫川水系河川整備基本方針 利水に関する資料（案）

資料 3 武庫川峡谷環境調査の実施状況

資料 4 水文データの現況

（委員からの意見書）

資料 5-1 河川審議会傍聴報告（伊藤委員）

資料 5-2 武庫川の流量把握とその対策について（伊藤委員）